

平常時

東村山市の要援護者支援イメージ図

市が整備していく名簿

行政情報抽出方式(名簿 資料6 P.4)
・行政情報から、重度の要援護者を自動的に抽出
(本人同意なしで、緊急時のみ利用)

手上げ方式(名簿 資料6 P.4)
・本人(又は家族)が
平常時から地域への情報
提供に同意した方の名簿

地域へ提供される情報

統計表
町ごとの
統計表

・行政情報抽出方式の名簿情報は
個人情報保護の観点から、平常時から地域に
提供できない。
しかし、町ごとに「障害者、高齢者が 名いる」
といった情報の提供は可能であるため、
地域の意識啓発等に利用していく。

手上げ名簿
(抜粋)

(氏名、住所、要援護事由等の抜粋)
・民生委員等…平時からの地域のつながりづくりに活用
・消防、警察等…救急時の支援や見回りに活用

民間業者によるみまもり

民間業者との協定

(例示)
清掃車
電気、水道、ガス
新聞、郵便 等

協定内容

- ・異変を感じたら通報
- ・災害時は可能な範囲で人員提供

通常業務の中で、
異変を感じたら通報

通報とりまとめ

地域福祉推進課
又は包括 を想定

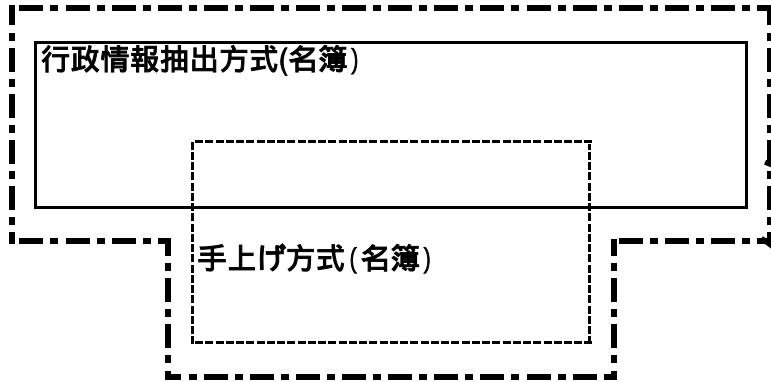
高齢、障害、生保等、対象者の状況により
庁内で連携しながら対応。
電話連絡や訪問など、必要な支援を行う。

災害時

東村山市の要援護者支援イメージ図

市が整備した名簿

「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき」は特例により、地域等に提供されます。



名簿の提供(提供範囲は災害の状況により異なる)

警察、消防 ・地域防災計画等に沿った支援を実施

医師会、歯科医師会
薬剤師会、社協 等

協定に基づく支援を実施
(協定の内容については、今後、要援護者施策の推進にあわせて、必要に応じて検討・協議を行う)

支援

地域の避難所・地域 (想定)



・個人情報保護の特例にもとづき「行政+手上げ」の名簿情報が提供される(発災2時間程度を想定)

・民生委員、市職員(避難所担当)、地域住民の分担など今後協議、検討を進めていく。

民間企業等の支援

協定に基づき協力

清掃車
電気、水道、ガス
新聞、郵便

可能な範囲で人的な支援

協定に基づき協力

介護保険事業所、障害事業所

利用者の安否確認を行う

協定に基づき協力

百貨店、食品、物資関係企業 等

物資の提供等、協定に基づく支援を実施